

平成 25 年 3 月 27 日

各所属

広聴広報幹事 様

政策企画室市民情報部
公開制度等担当課長
(担当：新谷 6208-9825)

オープン市役所（究極の情報公開）における「庁内会議のオープン化」の趣旨
及び公文書作成等の適正な運用について

先日、別添のとおり、「職員による適正な事務処理について」という市長名の文書が、政策企画室秘書部秘書担当から各所属長あてに送信されたメールに添付されるとともに、庁内ポータル「市長のこぼれ 最新記事」欄にも掲載されました。

その中で、「行政組織では多くの人間が決裁をすることにより責任を分散させてしまい、責任の所在が曖昧になりがちですが、物事をいつ誰がどのように意思決定したのか、そのプロセスや責任を明確にしておくことが重要です。」という記載があります。

これまでも、各所属における意思決定に際しては、公文書管理規程第 15 条第 1 項で、事務担当者が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならないと規定されており、大阪市事務専決規程及び市役所課長等専決規程等に基づき、適正な専決権者による意思決定が行われていることと存じます。

また、市としての意思決定に関係する会議としての位置づけである「局議」等の庁内会議で意思決定を行う際には、当該会議における意思決定された内容及び関与者等の意思形成プロセスについて、平成 20 年 5 月に策定された「説明責任を果たすための公文書作成指針」に基づき、会議要旨の作成及び保存管理を行っていただいているところです。

さらに、平成 24 年 1 月 30 日以降は、市政運営の透明化及び説明責任をより一層推進する観点から、オープン市役所（究極の情報公開）の取組みの一環である「庁内会議のオープン化」として、会議要旨や会議資料をホームページに掲載していただき、意思形成プロセスの見える化に努めていただいているところです。

上記、3 月 14 日付けの市長名の文書を踏まえて、適正な事務処理を確保するために、改めて、意思決定に際しては、適正な専決権者による決裁を経たうえで、その意思形成に至る「局議」等の会議要旨等の公文書を適正に作成し、「庁内会議のオープン化」により公表するよう、所属内で周知を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。